

## 【測量・建設コンサルタント等、市外業者】 提出書類一覧表

「基本情報入力シート」から自動入力されます。

商号又は名称

○印は必須、△印は該当する場合のみ提出してください。

申請者確認欄	鹿屋市確認欄	申請番号	提出書類名	要否	指定様式	提出書類の記入要領等	
✓			提出書類一覧	○	本票		
✓		1	・一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 ・競争参加資格希望業種表・経営状況調査票 ・営業所一覧表	○	総務省標準様式 様式1(共通様式) 様式3-1 様式3-2	競争入札参加資格審査申請書(標準様式)記載要領のとおり記入	
✓		2	営業所等への委任状	△	様式4-1	・営業所等に委任する場合に提出	
✓		3	登録証明書	△		・申請時に有効な登録証の写し ・営業所等に委任する場合で、法律上、本店及び営業所の登録を要するものについては営業所等の登録が確認できるものも添付	
✓		4	測量等実績高	△	様式3-1 又は任意様式	・営業所等へ委任する場合に、営業所等分の実績額について提出	
✓		5	財務諸表類	○	任意様式	直前1年間(事業年度)分 貸借対照表及び損益計算書(個人事業主の場合は「確定申告書」)の写し)	
✓		6	測量等実績調査書	○	任意様式	・直前の2か年(事業年度)分 ・営業所等へ委任する場合は、営業所等分の実績	
✓		7	技術職員名簿	○	任意様式	・営業所等へ委任する場合は営業所等の技術職員分 ・3か月以上雇用している者を記入 ・有資格が確認できること	
✓		8	労災保険料納入証明書	○		写し可(従業員がいない場合は提出不要)	
✓		9	雇用保険料納入証明書	○		写し可(従業員がいない場合は提出不要)	
		10	代表者の身分証明書	△		個人事業主のみ(本籍地の市町村が発行するもの) ・3か月以内に発行のもの(写し可)	
✓		11	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○		・3か月以内に発行のもの ・個人事業主の場合は、「令和4年分 確定申告書」又は「令和5年度 市民税・県民税申告書」の写し	
✓		12	資本関係又は人的関係に関する申告書	○	様式13	・申告書別紙の記入上の注意事項を確認し、記載	
✓		13	印鑑証明書	○		・3か月以内に発行のもの ・個人事業主の場合は代表者の印鑑登録証明書を提出 ・写し可(複写倍率の変更を行わないこと)	
✓		14	使用印鑑届	△	様式14	・入札、契約等に使用する印鑑で、実印以外を使用する場合に提出 ・使用印とできるのは、代表者印(営業所等の場合は営業所長印など)に限る	
✓		15	誓約書並びに自己及び自社の役員等の名簿	○	様式15	・役員以外(監査役等)は記入不要。ただし、営業所等に委任する場合は、役員等の名簿に営業所等の責任者名も記入	
		16	納税証明書 ※滞納が無いことを確認できるもの(写し可) ※3か月以内に発行のもの				
✓			①国税	○		・法人の場合:納税証明書 その3の3 ・個人の場合:納税証明書 その3の2	
✓			②都道府県税	○		・参加資格を受けようとする事業所所在地(都道府県)のもの	
✓			③市町村税	○		・参加資格を受けようとする事業所所在地(市町村)のもの	
✓		17	個人住民税特別徴収実施確認書	○	様式16	・様式記載の必要書類を添付	
✓		18	市税等の課税・納付状況確認同意書	○	様式17	・内容を確認し、同意の上提出	

※○印は必須、△印は該当する場合のみ。申請者確認欄にチェック(シ)をいれてください。

※A4フラットファイル(水色)に、この番号で見出し(インデックス)をつけて綴じて

※日付指定のないものについては、申請日現在で記入してください。

※添付書類は、A4サイズの大きさにして提出してください。

※本市内に営業所等があり、これまで本市格付を有している業者は、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、『市内業者』の区分で申請をしてください。

# 委任状

令和5年4月1日

鹿屋市長 様

「基本情報入力シート」から自動入力されます。

所在地 鹿屋市共栄町20番1号  
委任者 商号又は名称 ○○建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 鹿屋 太郎

押印不要

委任状は申請書一式と同時に提出する場合に限り、押印不要です。

私は、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

所在地 鹿屋市共栄町20番1号  
受任者 商号又は名称 ○○建設株式会社○○支店  
代表者職氏名 支店長 ○○ ○○

押印不要

## 1 委任事項

- (1) 入札参加又は見積書の提出
- (2) 契約の締結及び履行
- (3) 保証金の納入及び取下げ
- (4) 代金の請求及び受領
- (5) 復代理人の選任及び解任

2 委任期間 令和5年8月1日 から 令和7年7月31日まで

資本関係又は人的関係に関する申告書

令和5年4月1日

鹿屋市長 様

申告者(入札参加者)所在地 鹿屋市共栄町20番1号

商号又は名称 ○○建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 鹿屋 太郎

押印  
不要

「基本情報入力シート」から自動入力されます。

資本関係又は人的関係にある会社の同一入札への参加制限基準(以下「基準」という。)に規定する資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者について、次のとおり申告します。

1 資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者の有無

	区分	入札参加資格者の有無
1	資本関係	有
2	人的関係	有

別紙の「資本関係又は人的関係のある会社の同一の入札への参加制限基準」を確認してください。

注 資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者が無しの場合、これ以降の記入は不要です。

2 基準2(1)アに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

	該当区分	商号又は名称
1	自社と親会社の関係にある者	△△建設株式会社
2	自社と子会社の関係にある者	
3	親会社を同じくする子会社同士の関係にあたる者	

3 基準2(2)アに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役員等を兼任している他の入札参加資格者は次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
代表取締役	鹿屋 太郎	□□建設株式会社	取締役

4 基準2(2)イ又はウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役員等が夫婦又は住所地が同一で親子若しくは兄弟姉妹の関係にある他の入札参加資格者は次のとおりです。

当社の役員等		当社の役員と関係のある者の状況			
役職	氏名	商号又は名称	役職	氏名	続柄
代表取締役	鹿屋 太郎	××建設株式会社	取締役	鹿屋 ○○	妻

備考1 記入の対象となるのは、鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請を行うものに限る。

2 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求められることがある。

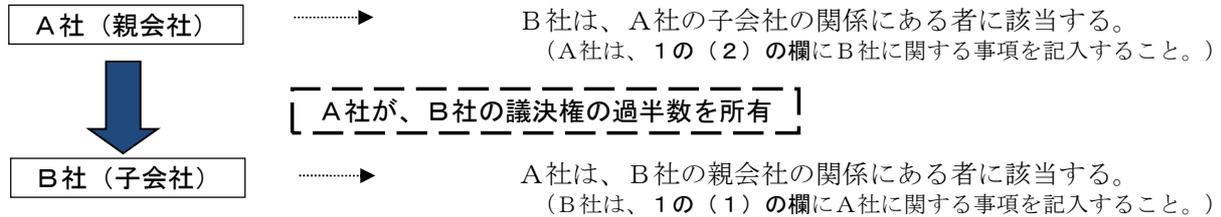
3 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。

4 この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成18年鹿屋市告示第13号)の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがある。

(別紙)

## 記入上の注意事項

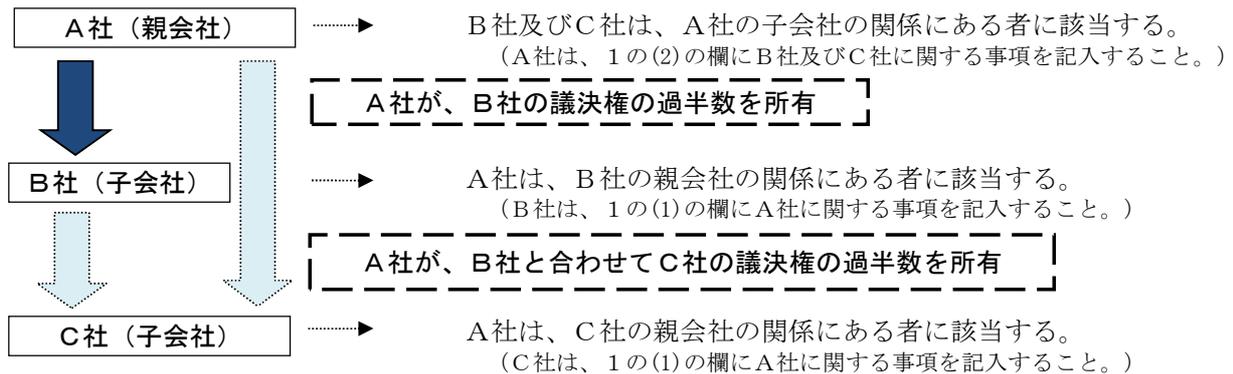
- 1 1の(1)及び(2)の「親会社」又は「子会社」の関係にある」とは、次のような場合である。  
(1) 一方の会社A社(※1)が他方の会社B社の議決権総数の過半数を所有している(※2)関係  
(A社とB社は、同一の入札に参加できない。)



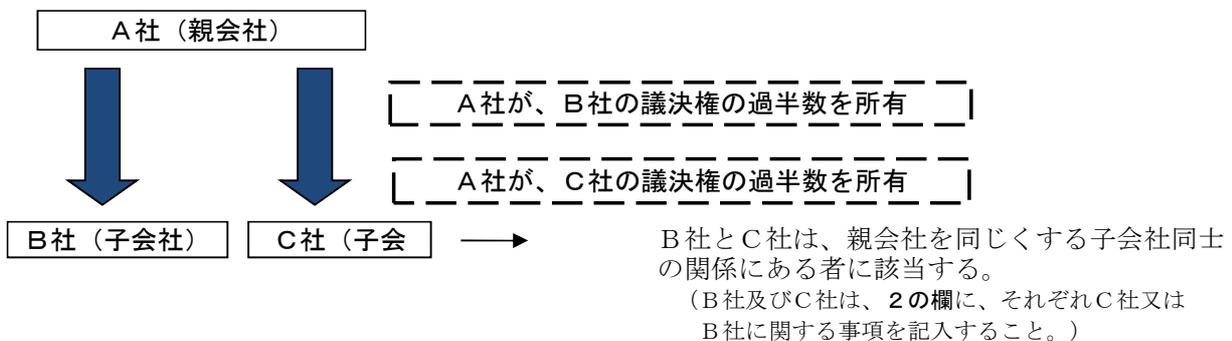
※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含む。

※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含む。)を所有している場合を含む。

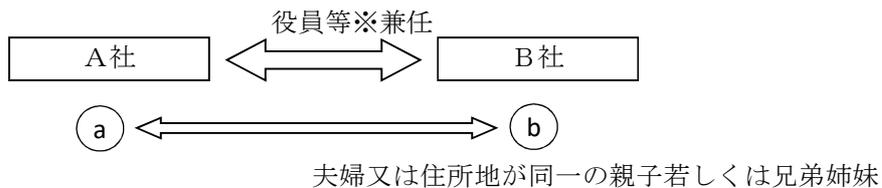
- (2) 一方の会社A社が、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社C社の議決権の総数の過半数を所有している関係(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できない。)



- 2 2の「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合である。  
B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社である場合におけるB社とC社の関係(B社及びC社は、同一の入札に参加できない。)



3 3及び4の「人的関係のある者」とは、次のような場合である。



- ※ 「役員等」とは、次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しない。
- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
  - イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
  - ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
  - オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

様式14

# 使 用 印 鑑 届

使用印



実印



使用印にできるのは、  
代表者印(営業所等に委任する  
場合は、営業所長印等)にな  
ります。

上記の印鑑は、見積、入札に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために  
使用したいので届けます。

令和5年4月1日

「基本情報入力シート」から自動入  
力されます。

申請者 主たる営業所の所在地 鹿屋市共栄町20番1号  
商号又は名称 ○○建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 鹿屋 太郎

押印  
不要

※注 「使用印」とできるのは、代表者印(営業所等の場合は営業所長印など)に限ります。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿屋市指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づく審査のため、下記の事項について、鹿屋市長が鹿屋警察署長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿屋市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和5年4月1日

鹿屋市長 様

「基本情報入力シート」から自動  
入力されます。

所 在 地 鹿屋市共栄町20番1号

商号又は名称 ○○建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 鹿屋 太郎

押印  
不要

注1 自己及び自社の役員等の名簿（別紙）を添付すること。

※ 「役員等」とは、鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第2条第2項第5号に規定する者をいう。（次に掲げるとおり）

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

2 支店・営業所等に委任される場合は、自己及び自社の役員等の名簿に受任者の氏名等も記入すること。



# 個人住民税特別徴収実施確認書

令和5年4月1日

鹿屋市長 様

申請者所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

鹿屋市共栄町20番1号  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 鹿屋 太郎

押印  
不要

次の該当する□にチェック☑を付けてください。

「基本情報入力シート」から自動入力されます。

### 【鹿児島県内に事務所又は事業所がない場合等】

- 当社は、鹿児島県内に事務所又は事業所がありません。
- 当社は、鹿屋市内在住の従業員がいます。

この欄に該当する場合は確認書類の添付は不要です

### 【特別徴収実施済】

当社は、現在、鹿屋市の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

特別徴収実施確認の証明について

- 特別徴収を実施していることが分かる書類を添付  
(領収証書、特別徴収税額決定通知書の写しなど)
- 税務課確認印の押印

※領収証書等の写しがない場合は、税務課から右の枠内に確認印を受けてください。

税務課確認印

### 【特別徴収未実施】

特別徴収未実施の場合は、税務課から右の枠内に確認印を受けてください。

- 当社は、特別徴収追加依頼書提出済みの事業所です。
- 当社は、特別徴収義務のない事業所です。

確認の際には、所得税確定申告に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告書決算書の写しのいずれかが必要です。

税務課確認印

様式17

## 市税等の課税・納付状況確認同意書

令和5年4月1日

鹿屋市長 様

「基本情報入力シート」から自動  
入力されます。

申請者 所在地 鹿屋市共栄町20番1号

商号又は名称 ○○建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 鹿屋 太郎

押印  
不要

鹿屋市が実施する個々の競争入札の参加資格の審査において、当社及び代表者に係る市税等の課税・納入状況について、財政課長が確認（調査）することに同意します。

確認期間：令和5年8月1日から令和7年7月31日

※課税及び納税状況を確認することにより知り得た情報については、上記の使用目的以外に利用することはありません。